

仕 様 書

1. 件名

CM 素材の制作について

2. 実施目的

高レベル放射性廃棄物の地層処分の取り組みは、全国の皆さまの理解を得ながら進める必要があるため、新たに CM 素材を制作し、テレビ及び Web 媒体等の放映を通じて、地層処分事業及び NUMO の認知向上、関心喚起に繋げていく。

3. 訴求対象及び放映媒体

- (1) 訴求対象（視聴者層）は若年層（18 歳～34 歳位）とする。
- (2) 放映媒体は、以下を予定しているが、媒体との契約及び運用は機構が実施する。
テレビ、Web 媒体（TVer、AbemaTV、YouTube、Twitter、LINE、Instagram）及びラジオ
- (3) 当機構のオウンドメディア（ホームページ、YouTube、Facebook、Instagram）でも使用。

4. 実施内容

(1) CM 素材の制作

①CM 素材を、以下のテーマ毎に 2 パターン（1 分、30 秒）制作する。

- ・ 「必要性篇」：これまでの原子力利用により既に発生している高レベル放射性廃棄物の処分の必要性と、その処分方法として、地表から 300m 以上深い安定した岩盤に地層処分することが原子力を利用する各国の共通課題であること。
- ・ 「NUMO の取り組み篇」：NUMO は安全を最優先に地層処分事業に取り組むべく、地層処分の処分場を建設している国との技術協力や、国内外との共同研究開発などの取り組みを行うことによって、必要な技術力を高め、処分場建設に向けた取り組みを着実に実施していること。

※地層処分事業における現状と課題、国内外における技術協力と共同研究等については、入札説明会で説明予定。

②構成については、最終処分は必ず解決しなければならない課題であり、社会全体で取り組む必要があることに共感や関心を持ってもらえるような工夫を行うこと。また、CM としてインパクトがあり、視聴者の目に留まるなど、各メッセージが記憶に残る演出とすること。

③尺については、テーマ毎に 1 分及び 30 秒の CM を制作する。

④CM 素材は、当機構のオウンドメディア（ホームページ、YouTube、Facebook、Instagram）で使用可とする。

⑤企画提案は、絵コンテを用いて提案することとし、種類は 1 分もののみ 4 案（各テ

マ2案ずつ) 行うこと。その際、30秒に編集したことも想定し提案を行うこと。

⑥制作にあたっては、以下の点に留意する。

- ・ 動画内で使用する素材等については、原則無償で複数年の継続使用を可能とする。仮に2024年度以降に使用料が発生する場合は、高額な更新費が掛かるタレント等は起用しないこと。
- ・ テーマ毎のメッセージが分かりやすく、4(1)①の趣旨が視聴者に伝わる内容であること。
- ・ 全ての素材に「高レベル放射性廃棄物」「地層処分」「原子力発電環境整備機構」「NUMO」というキーワードを入れること。挿入方法はテロップやサウンドロゴ等も可とする。
- ・ 1分のCMについては尺内でメッセージが完結するものとし、30秒のCMについては当機構のホームページへ誘導することも可能とする。
- ・ ラジオCMについては、動画CMの音声をそのまま使用することが難しい場合は、別途制作も可能とする。
- ・ 構成は、当機構の企業イメージを棄損することのないよう留意すること。
- ・ 人物以外の素材(イラスト、ナレーション、音楽、音響等)を映像に用いる際は、買い取りとする。 ※買い取りが困難な場合は、機構と協議の上決定する。

⑦ 3-(2)の各媒体の仕様に合わせて制作(サイズ加工等)、納品すること。

- ・ 内容についての考査(※1)は納品前に行い、放送可能な素材で納品(※2)すること。なお、テレビ及びTVerについては絵コンテの段階で考査を実施する。

※1:各媒体への考査確認は機構が実施する。

※2:考査期間は2週間程度とする。

- ・ 配信枠の種類については以下を参考に積算すること。

テレビ: 30秒×2テーマ 計2種類

ラジオ: 30秒×2テーマ 計2種類

TVer: 1分・30秒×各2テーマ 計4種類

AbemaTV: 1分・30秒×各2テーマ 計4種類

YouTube: 1分・30秒×各2テーマ 計4種類

Twitter: 1分・30秒×各2テーマ×2サイズ 計8種類

LINE: 1分・30秒×各2テーマ×3サイズ 計12種類

Instagram: 1分・30秒×各2テーマ×2サイズ 計8種類

合計 44種類

(2) その他

- ・ 状況報告のため、定期的に機構と打ち合わせを実施する。また、必要に応じて書面で報告する。
- ・ CM素材の制作にあたり、専門的知見に基づき適切に助言、提案を行うこと。

(3) その他(再委託)

- ・受託者は、業務の全部を第三者に委託してはならない。
- ・受託者は、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）してはならない。ただし、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理以外の業務を再委託する場合であって、当該再委託が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - 一 本契約の締結時における別添の実施体制図に定めるものであるとき。
 - 二 機構の承認を得たものであるとき。
 - 三 受託者が再委託先に支払う契約金額が100万円未満で、かつ本件委託金額の50%以下に該当するとき。

5. 契約期間

契約締結日から2023年7月31日まで

6. 納入物

(1) 納入物

- ① 4-(1)-⑦の完成映像データ（計44種類）・・・DVDまたは外付けHDD
 - ② その他4-(1)-④で使用する関連データ・・・DVDまたは外付けHDD
- ※テレビCM用のデータについては、XDCAMで納品すること。その他の媒体は仕様に合わせて納品すること。

(2) 提出先

原子力発電環境整備機構 広報部メディア広報G

(3) 提出期限

2023年7月31日

※提出期限の5営業日前までに提出し、不足物がないか機構の事前確認を受けるものとする。

7. 著作権・利用条件

- ・本業務による制作物の著作権は、無償で機構に譲渡するものとする。また、使用される素材（イラスト、ナレーション、音楽、音響等）についても同様とする。
- ・第三者が著作を有する素材等を用いる場合は、あらかじめ権利者から利用許諾を得ること。
- ・その他の権利・利用条件においては、契約書に記載のとおりとする。

8. 支払い方法

確定検査後払い

9. 留意事項

受託者は以下を遵守し業務を実施すること。

- ① 機構の掲げる経営理念に則り(別紙)、かつ、機構の事業の社会的影響の大きさに特に留

意して誠意をもって受託業務を実施すること。

- ② 機構の事業の公正性、透明性及び信頼性を棄損することのないよう受託業務を実施すること。

10. その他

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合には、機構と協議のうえ、その決定に従うものとする。

以 上

経 営 理 念

【使命】

地域社会と共生する安全な放射性廃棄物の地層処分を実現する

【基本方針】

私たちは、すべてにおいて安全を最優先します

私たちは、地域との共生を大切にします

私たちは、社会から信頼される組織を目指します

【行動指針】

1. 確かな安全の実現を目指して基盤となる技術力を磨くとともに、事業品質の継続的向上に努めます
2. 国内外の取組みに積極的に参加して最高水準の知識を修得し先進的な思考を培うことにより、技術の絶えざる高度化を図ります
3. 事業に関する情報を積極的に公開し、分かりやすく説明するとともに、丁寧な対話を通じて皆様の声を真摯に受け止めて事業を進めます
4. 地域社会の持続的発展に向けて地域の皆様と共に考え、真に望まれるまちづくりに貢献します
5. 法規範、倫理規範等を遵守し、公正かつ誠実に行動します
6. リスク管理を徹底するとともに、効果的かつ効率的な事業運営に努めます

以 上